第２項第18号中⑶を⑻とし、⑵の次に⑶から⑺までとして次のように加える。

⑶　第５条第１項第３号の規定に基づき、人事院が定めることとされている者について定めること。

⑷　第５条第２項第７号の規定に基づき、人事院が定めることとされている異動等に準ずるものについて定めること。

⑸　第５条第３項の規定に基づき、人事院が定めることとされている要件について定めること。

⑹　第５条第４項第１号の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。

⑺　第５条第４項第２号ロの規定に基づき、人事院が定めることとされている要件について定めること。

第２項第18号の次に次の１号を加える。

十八の二　人事院規則９―121―２（人事院規則９―121（広域異動手当）の一部を改正する人事院規則）附則第４項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

２　この決定による改正は、平成27年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第２号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成27年１月30日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

２　委任する権限及び所掌事務

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）附則第６条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

３　委任の効力の発生する日

平成27年４月１日

４　平成26年人事院公示第６号及び平成26年人事院公示第25号は、廃止する。

人事院公示第３号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則９―139（平成26年改正法附則第７条の規定による俸給）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成27年１月30日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

２　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則９―139（平成26年改正法附則第７条の規定による俸給）（以下「規則」という。）第２条第７号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

二　規則第３条第１項第６号の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び額について定めること。

三　規則第３条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。

四　規則第４条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている者、職員及び額について定めること。

五　規則第６条の規定に基づき、平成26年改正法附則第７条の規定による俸給の支給について別段の取扱いをすることを承認すること。

３　委任の効力の発生する日

平成27年４月１日

関東地方整備局公示

利根川水系江戸川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成27年１月30日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶３隻

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　埼玉県三郷市早稲田一丁目地先

⑵　当該工作物を除却した日　平成26年12月11日から平成26年12月12日

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　平成26年12月11日から平成26年12月12日

⑵　保管の場所　埼玉県三郷市新和２―442

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所占用調整課に申し出ること。

５　問い合わせ先　千葉県野田市宮崎134　国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所占用調整課　電話　04―7125―7320

公　告

諮　事　項

税理士懲戒処分公告

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年１月23日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成27年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　有田　　功　昭和21年１月17日生
税理士名簿登録番号　第100542号
税理士事務所　茨城県日立市大みか町４丁目３番12号ステイツビル101号
住所　茨城県日立市田尻町３丁目27番23号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年１月22日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成27年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　井形　國**廣**　大正15年５月19日生
税理士名簿登録番号　第54815号
税理士事務所　福岡県福岡市西区姪浜駅南１丁目７番７号
住所　福岡県福岡市西区姪浜駅南１丁目７番７号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年１月20日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成27年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　梅村　典輝　昭和12年８月17日生
税理士名簿登録番号　第17155号
税理士事務所　東京都世田谷区用賀２丁目29番７号
住所　東京都世田谷区用賀２丁目29番７号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成27年１月21日から８月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成27年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　大嶽　輝晃　昭和27年９月17日生
税理士名簿登録番号　第53849号
税理士事務所　静岡県三島市清住町１番４号
住所　静岡県沼津市本郷町11番６－１号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年１月26日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成27年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　金澤　正信　昭和４年２月26日生
税理士名簿登録番号　第23562号
税理士事務所　北海道函館市的場町７番10号ライオンズマンション204号
住所　北海道函館市戸倉町34番５―201号